

財政システムから見た帝国統治

近世中国の財政と社会



いわい しげき
教授 ◆ 岩井茂樹

1955年生、1983年、京都大学
大学院文学研究科博士課程中退

紀元前221年、秦の始皇帝は国土をすべて直轄地とし、皇帝が任命した官僚を送って統治する郡県制をはじめた。われわれにとってもなじみ深い「県」の文字は、もともと「懸」と書かれ、その意味は「懸」（懸ける、ぶら下げる）と同じである。郡-県、州-県、省-府-州・県と時代によって異なるが、中間にいくつかの県を束ねる上位の機構をはさみながら、中央政府に「懸けられ」、その数1500前後におよぶ県を、網の目のように全土にかぶせる。これが、20世紀までつづいた帝政中国の地方統治の枠組みだった。

■親民官と刑名錢穀

中央から派遣された知県、つまり県の長官は「親民官」あるいは「民の父母」とよばれた。皇帝を頂点とする官の権力は、いくつかの経路をへて、県という政治空間のなかで、民草がかたちづくる社会に接続するわけである。

このように官が親しく民に臨む場であった県には、城壁でかこまれた県城があり、その中心には、森厳とした大門の奥に、堂々かつ黒々とした薨の波をつらねる県の官府があった。取調中の犯罪者を放り込んでおく監獄や、取り立てた税物を保管する倉庫や銀庫もその中にあり、民がおいそれと足を踏み入れることのできる場所ではない。知県は、天の命を受けて万民に君臨する皇帝の代理人でもある。その知県が鎮座する役所なのだから、親民だとか民の父母などという言い方とは裏腹に、民の側から見れば、県の官府は超然として近寄りたがたい場所であっただろう。

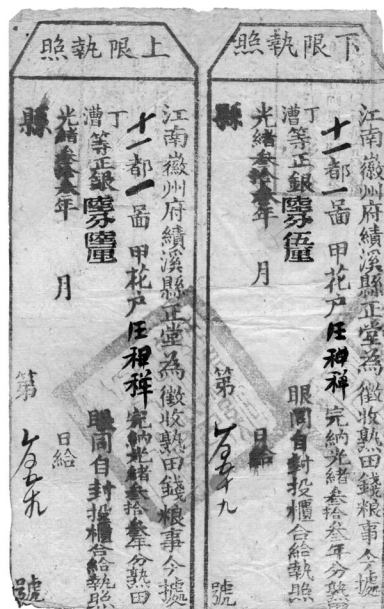
統治権力の経路の末端を束ねる知県は、都市神である城隍の祭祀、科挙・学校などの文教から治安維持、反乱鎮圧まで、地域のありとあらゆる業務の責任を負っていた。しかし、官僚としての仕事の中核は、「刑名」と「錢穀」にあった。その文字面からもうかがえるように、刑名とは警察・裁判のことであり、錢穀とは税務・財政のことであり、明清時代に数多く出版された地方官のマニュアル＝官箴書のなかには、『刑錢

指南』『刑錢必覧』『刑錢指掌』など、刑名と錢穀を書名に掲げるものがある。これほど直截的でなく、いささか典雅な書名を冠する書物も、紐を解けばやはり「刑」と「錢」なのである。

知県は、進士合格者のなかで中下位の成績の者がまず最初に任命されるポストでもあった。今まで、儒教の經典や歴史・詩文の勉強に明け暮れていた駆け出しの官僚に、「刑名」「錢穀」の専門知識やそれを処理する能力があるはずがないし、そもそも中国の科挙官僚は、法務や財政など何らかの専門家であることによって官僚として選抜されるのではない。たとえば、事件捜査や裁判の指揮、律例の条文にそった判決案の作成など専門的な仕事は、知県が私的に抱える秘書（＝幕友）のなかに「刑名師爺」がいて、これに片づけてもらう。税務・財政にしても、煩雑な実務は官府の吏員たる胥吏が処理するのであるし、「錢穀師爺」を抱えておけば知県自らが指揮を執らなくてもすむわけである。

しかし、これらは県の官府のもっとも中核的な業務であるのだから、その責任を負うべき知県が「刑名」「錢穀」の仕事について茫然無知であるようでは困る。知県の権力をぬすみとり、懐を暖めようと狙っている胥吏や衙役に足下をすくわれることも、官僚は警戒せねばならなかった。行政末端における司法や財政にかかわる仕事の勘所をしっかりと押さえておくことは、実務家ではない科挙官僚にとっても必要であった。こうした官僚の需要を満たすために、「刑」と「錢」の指南書が数多く著されたのである。胥吏はもちろんのこと、ほとんどそれ専門の職業となっていた幕友などは、現場のなかで父子相伝、あるいは先輩の教導によってたき上げの技能を獲得するのが通例であり、かれらは印刷された指南書などくに必要としなかったであろう。

しかし、科挙試験の受験生からいきなりエリート官僚に上昇してしまう官僚は、現場のなかで仕事を覚える機会もない。しかし、本を読むのはお手の物。科挙の受験参考書類には及ばないもの、めでたくそれを卒



清～民国期の田賦納付証明。
光緒33年(1907)の「執照」
(左)と民国8年(1919)の
「申票」(右)。ともに、安徽省
徽州府績溪县 納税額を
手書ではなく印で記すのは
改竄を防ぐため。



業し地方官となった官僚にとって「刑名」「錢穀」についての指南書は必携の書物であったらう。

■ 「官法は遠く、蛮法は近し」

これまで説明したことを裏側からみると、地方の社会にとって、皇帝の親任をへて送りこまれてきた官僚とは、裁判官として紛争や事件を片づけ、租税や役務を取り立てて統治機構を維持する、その働きにおいて「親民官」「民の父母」であった。中国では、社会とそれを統治する機構とは、もっぱら司法と財政の二点をつうじて相互に作用したとって過言ではない。この二点において、統治する側と統治される側とは、確かに「親しい」のであるが、父母と子供のように優しく円満なものではけっしてなかった。統治する側の強制や暴力もまた、この二点において日常的に発揮されたからである。そもそも「刑名」については、礼と法の体系それ自体に強制や暴力が組み込まれているし、現実の制度運営はいっそう暴力にたよるとい性格があるが、それは「錢穀」においても同じようなものであった。

中国では、朝廷を中核とする統治機構が官有の資産を保有し、そこからの収益によって、みずからを維持するために経済的資源を獲得するという国家経済の仕組み——ヨーロッパ中世から近世初頭にかけての家産国家のような——は発達しなかった。帝室の財政でさえ固有の収益源に頼ることが少なかった。それは、「普天王土」つまり天の下はすべて本来的に王者のものであって、国土あまねく貢賦をだす義務があるとされたからである。朝廷がとくに収益のための資産をもって自らを養わねばならないというのは理屈にあわない。

そこで、普遍的な租税の徴収にもとづく公的な財政システムが発達することになった。人は、借りている土地の地代や借金の利子、あるいは資産の所有者に帰属すべき収益を納付することは、経済上の双務的な義務として受けいれる。しかし、「普天王土」と言われても、みずからの投資によって獲得し、私有している土地について、賦税の負担を求められ、また自分のためにあるべき自分の労働力をもって、官府の必要とする役務の提供を求められると、どうであろうか。「普天王土」であるがゆえに、実際にはほとんど「無産」となっていた中国の国家は、なだめすかしてでも民からひろく租税を徴収しなければ成り立たない。こうして、小は租税徴収の現場である地方の官僚を「錢穀」によって勤務評定することから、大は帝国全体の収支バランスがとれるように財政計画をたて、地方で得られた資金や物資の移動を実現することまで含む、大規模な財政システムが形成された。

さらに言えば、近代国家の財政システムとは異なり、法定的な財政が国家の活動すべてを賄っていたわけではない。法定的な財政の硬直性を補うものとして、種々の非正規の課徴がおこなわれ、それは正規の財政に匹敵するほどの規模があった。こうした非正規の課徴の多くは、形式的には違法なものであった。こうした要素を含む財政システムを動かしていくためには、制度化された暴力、利益による誘導、税務や徴収の請け負いなどの方法が動員されざるをえなかった。

このように、財政システムの研究をつうじて、中国の伝統的な制度が内包する興味深い構造を見いだすこと、また集権体制のもとにおける国家-社会関係の特質や変遷を探ることが、この研究の目的である。